

令和 4 年 4 月 28 日

松山市議会議長

若江 進 様

議員名

山本智弘

印

令和 3 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和3年度政務活動費収支報告書

議員 山本 智紀

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	9,000	LS21勉強会参加費、松山市議会観光振興議員連盟会費
研 修 費	66,000	ドットジェイピー議員会員費
広 報 費	303,728	ボネクタ初期費用およびシステム利用料、市政活動報告ポスティング費等
広 聴 費	240,860	燃料費、市民相談等による船舶利用料
要請・陳情活動費		
会 議 費	64,390	液晶モニター、Web会議用通信環境関連機器類一式等
資料作成費	40,279	編集ソフト利用料金、政務活動報告書等
資料購入費	66,030	愛媛新聞購読料、しんぶん赤旗購読料等
人 件 費	200,000	事務作業
事務所費	39,600	駐車場費
合 計	1,391,877	

3. 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
6/10	LS21勉強会参加費	3,000 円		1
9/30	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期	3,000 円		2
3/31	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期	3,000 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		9,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 6月 10日	整理番号	1
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	LS21 勉強会参加費		
金 額	3000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	閉値日: 6月10日 本: 7月10日		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 6月 10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

山本 功也 様

¥3,000※

※但 勉強会参加費として
令和3年6月10日 上記正に領収いたしました



LS(Local Statesman & Woman)21

〒790-0801愛媛県松山市歩行町二丁目1-6 TEL(089)943-8800

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 9月 30日	整理番号	2
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費	広報費 資料作成費 事務所費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 6月 23日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<p>領 収 書</p> <p>令和3年6月23日</p> <p>山 本 智 紀 様</p> <p>下記の金額を領収いたしました。</p> <p>金額 3,000円 也</p> <p>但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として</p> <p>松山市議会観光振興議員連盟 会 長 若 江 連</p>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2. 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2. 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 31日	整理番号	3
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費	広報費 資料作成費 事務所費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 1日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和3年 12月 / 日

山 本 智 紀 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 若 江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
9/30	ドットジェイピー議員会員費(4/1~9/30分)	33,000 円		4
3/31	ドットジェイピー議員会員費(10/1~3/31分)	33,000 円		5
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		66,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 9月 30日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ドットジェイピー議員会員費 (会員期間：2021年4月1日～2021年9月30日)			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 8月 23日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

山本智紀様

NO. 47107

¥ 33,000-

但し 議員会費等として
令和3年8月23日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税	¥3,000-
現金	✓
小切手	

特定非営利活動法人ドットジェオピー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムタワー4階麹町2丁目5番5号



ドットジェイピー 議員会員規約

Membership contract

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)



3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。



てはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
4. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
6. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
7. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
8. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。



1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するかどうかは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。)

- (1) 虚偽の事実を述べた場合
- (2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
- (3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合
- (4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
- (5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
- (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
- (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
- (8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
- (9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。



員は、その損害を賠償するものとします。

3.第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

1.議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。

2.議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

1.議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。

2.議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)

若者と政治を結ぶ NPO法人ドットジェイピー

[インターンシップ申込み](#)

[インターン生受入れ](#)

[お問い合わせ](#)



3.ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。

4.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

5.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。

当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更同意したものとみなします。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 31日	整理番号	5
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 広報費 広聴費 人件費 事務所費 資料作成費 資料購入費		
使 途 及 び 内 容 等	ドットジェイピー議員会員費 (会員期間：2021年10月1日～2022年3月31日)		
金 額	33,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 3月 17日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

山本 智紀 様

NO. 48221

¥ 33,000 -

但し 議員会費 として
令和4年 3月17日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税	¥ 3,000 -
現金	✓
小切手	

特定非営利活動法人ドットジェオピー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムコート麹町10号室



ドットジェイピー 議員会員規約

Membership contract

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)



3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。



てはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
4. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
6. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
7. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
8. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。



1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するかどうかは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。)

- (1) 虚偽の事実を述べた場合
- (2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
- (3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合
- (4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
- (5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
- (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
- (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
- (8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
- (9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとして扱われます。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

若者と政治を結ぶ NPO法人ドットジェイピー

インターンシップ申込み

インターン生受入れ

お問い合わせ



員は、その損害を賠償するものとします。

3.第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

- 1.議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
- 2.議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

- 1.議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
- 2.議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)



3.ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。

4.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

5.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。

当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更同意したものとみなします。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

若者と政治を結ぶ NPO法人ドットジェイピー

[インターンシップ申込み](#) [インターン生受入れ](#) [お問い合わせ](#)



団体について	事業紹介	寄付をする	ドットジェイピーで働く	お知らせ	コラム	お問い合わせ	プライバシーポリシー
ミッション	インターン事業部	寄付について	学生スタッフ募集	ニュースリリース	インターンシップ	インターンシップ申込み	ソーシャル
理事長の挨拶	未来事業部		仕事内容	メディア掲載情報	就職活動	受入れをご検討の皆様へ	メディアポリシー
団体概要	メディア事業部		お申し込み	報	その他	お問い合わせフォーム	
団体沿革	その他の事業部		FAQ		ジャパンプロデューサーインタビュー	よくある質問	
活動・財務報告					議員インターンシップ		
					NPO・NGOインターンシップ		
					大使館・国際機関インターンシップ		
					スタッフ活動		

令和3年度 科目別集計表

科目名				
広報費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	ポネクタ初期費用およびシステム利用料	96,360 円		6
10/13	ゼンリン地図等システム利用料	110,000 円		7
12/15	市政活動報告ポスティング費	68,640 円		8
3/23	市政報告案内はがき郵送費	21,042 円		9
3/25	市政報告案内はがき郵送費	7,686 円		10
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		303,728 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 31日	整理番号	6	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ボネクタ初期費用およびシステム利用料 (2021年4月～2022年3月)			
金 額	96,360	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 4月 27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

山本智紀 様

発行日: 2021/04/27
領収書番号: 202205621

合計金額

96,360 円

但 システム利用料として 上記正に領収いたしました。

小計 87,600円

消費税 8,760円

(内訳)

10%対象 87,600円(消費税 8,760円)

ボネクタ 初期費用

ボネクタ 中核市議会プラン (令和3年4月~令和4年3月)

ichini

イチニ株式会社

〒107-0061

東京都港区北青山3-3-7

第一青山ビル3F

TEL: 03-6271-5035

FAX: 03-6271-5036

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 10月 13日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ゼンリン地図等システム利用料			
金 額	110,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 10月 13日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

No. 280_202110請求書

領収日 2021年10月13日

山本智紀事務所 御中

金額 110,000 円

但 システム利用料について

上記、正に領収いたしました。

収入印紙

内訳

税抜金額: 100,000円

消費税額等: 10,000円

〒107-0062

東京都 港区南青山7-1-7

C-cube南青山ビル6F

株式会社センキョ

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 12月 15日	整理番号	8	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政活動報告ポスティング費			
金 額	68640	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 15日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

No.

松山市議会議員

山本 智紀

様

¥ 68,640-

但 ボスタック費

R3年12月15日 上記正に領収いたしました

10%対象額

8%対象額

内消費税

内消費税



〒791-4502 愛媛県松山市小浜545-3

愛媛新聞エリアサービス中島

代表 富永 幸二

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 23日	整理番号	9	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告案内はがき郵送費			
金 額	21,042	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 3月 23日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収書

山本智紀 様

[別納引受]
第二種通常はがき
@63 334通 ¥21,042

小 計 ¥21,042

郵便物引受合計通数 334通
課税計(10%) ¥21,042
(内消費税等 ¥1,912)
非課税計 ¥0

合計 ¥21,042
お預り金額 ¥21,050
おつり ¥8

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年 3月23日 15:50
発行No. 220323A5728 端N98箱10
連絡先：松山中央郵便局
TEL:0570-004-613

※ 債務確定日とは、当該支出を

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

例えば、物品を購入した場合は

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 3月 25日	整理番号	10	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用途及び内容等	市政報告案内はがき郵送費			
金額	7,686	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 3月 25日		

☆スペースが足りない場合は、

領収書
山本智紀 様

[別納引受]
第二種通常はがき
@63 122通 ¥7,686

小計 ¥7,686

郵便物引受合計通数 122通
課税計(10%) ¥7,686
(内消費税等 ¥698)
非課税計 ¥0

合計 ¥7,686
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥2,314

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 3月25日 9:55
発行No. 220325A2321 端N92箱07
連絡先: 松山中央郵便局
TEL: 0570-004-613

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。